

別表第1（第4条関係）

補助対象経費			補助率	補助限度額
区分	交通費の算出基礎	備考		
交通費	次の各号に該当するものとする。 (1) 友好交流町までに利用する列車、バス、船舶及び航空機の運行区間による運賃並びに交流先までのバス等の自動車借上料（自動車借上料は一般旅客自動車運送事業者の許可（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する許可をいう。）を受けた事業者又は自家用自動車有償貸渡事業の許可（法第80条第1項に規定する許可をいう。）を受けた事業者から自動車を借上げて運行した際に係る費用。自動車借上料には当該借上自動車運行にかかる有料道路使用料、駐車料金及び燃料費を含む。） (2) 有料道路使用料 (3) 駐車料金 (4) 燃料費	・ 本山町から交流先への移動に係る交通費とする。 ・ 列車、バス、船舶、航空機及び自動車借上等の併用を認める。	補助対象経費から他の団体等が負担する経費を除いた額の2分の1以内	1 団体当たり 500 千円 (1 名あたり 50 千円)
宿泊料	交流先での宿泊料（飲食に係る経費を除く）	宿泊料の実費とする		

別表第2（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	
資料代	交流を行うための資料作成に係る経費	補助対象経費から他の団体等が負担する経費を除いた額の2分の1以内	無	1 団体当たり 250 千円
送迎旅費	町を訪問する団体の送迎に係る経費のうち、町の最寄りの特急列車の停車駅又は空港からの公共交通機関利用料金又は送迎自動車借上料（有料道路使用料、駐車料金及び燃料費を含む。）	〃	無	
施設使用料	町内の各施設を使用する際にかかる経費（宿泊料を除く。）	〃	無	
施設入場料	町内の各施設の入場料	〃	無	
宿泊料	町内の宿泊施設を利用する経費	〃	宿泊者1名につき2千円	
謝礼金	交流を行うために依頼する町内の講師やガイド等に係る経費	〃	無	
食糧費	交流を行うために行う会食等にかかる経費（対象とする会食は1回のみとし、町内の飲食店等に支払うものに限る）	〃	参加者1名につき3千円	
手土産代	交流する団体に手渡す土産品の購入にかかる経費（土産品は町内で製造及び販売されたものに限る）	〃	1回につき5千円	